

税務署受付印



所得税の耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書

____ 国税局長
(____ 税務署長経由)
____ 年 ____ 月 ____ 日 提出

| | | | |
|-----------------------|--|------------------|--------|
| 納税地 | 住所地 居所地 事業所等 (〒 _____) (TEL _____) | | |
| 上記以外の 住所地・ 事業所等 | 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____) (TEL _____) | | |
| フリガナ | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 氏名 | | | |
| 職 業 | | フリガナ 屋 号 | |

次の減価償却資産について、所得税法施行令第130条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

1 みなし承認を受けようとする減価償却資産の明細

| 届出資産の取得をした日の属する年分 | 令和 年分 | | | |
|----------------------------|---------------------------|-------|-----|--------|
| 届 出 の 事 由 | 所得税法施行令 | 第130条 | 第1項 | 第1号 該当 |
| | 所得税法施行規則 | 第30条 | 第1号 | 該当 |
| | 所得税法施行規則 | 第30条 | 第3号 | 該当 |
| 届出資産の種類及び名称 | | | | |
| 同 上 の 資 産 の | 所在する場所 | | | |
| | みなし承認を受けようとする使用可能期間(別紙のo) | 年 | | |
| | 未経過使用可能期間(別紙のp) | 年 | | |

2 添付書類

- 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- 「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」 別紙
- 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し

3 その他参考事項

関与税理士

(TEL _____)

| | | | | | | | |
|----------------------------|-----------|-------------|---|---|---|--|--|
| 税 務 署 整 理 欄 | 整理番号 | 関係部門 連 絡 | A | B | C | | |
| | 0 | | | | | | |
| | 通信日付印の年月日 | 確 認 | | | | | |
| | 年 月 日 | | | | | | |

書 き 方

1 この届出書は、青色申告者が既に耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産（以下「既承認資産」といいます。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（以下「届出資産」といいます。）を新たに取得した場合等に、その新たに取得した減価償却資産について、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに提出するものです。

2 この届出書は、2部作成して、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出してください。

なお、この届出書はみなし承認を受けようとする届出資産の取得をした年に係る確定申告書の提出期限までに提出する必要があります。

3 「届出の事由」欄には、既承認資産の承認事由が、所得税法施行令第130条第1項第1号、所得税法施行規則第30条第1号又は同条第3号（所得税法施行令第130条第1項第1号及び所得税法施行規則第30条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由のいずれに該当するかについて、該当する号を選択してください。

なお、届出に当たっては、届出資産が所得税法施行令第130条第8項又は所得税法施行規則第32条第3項各号に掲げる要件を満たしている必要があります。

届出資産の要件は、既承認資産の承認事由に応じ、それぞれ次のとおりとされています。

| 該当条文 | 既承認資産の承認事由 | 届出の対象となる減価償却資産 |
|--------------------|---|--|
| 所得税法施行令第130条第1項第1号 | その材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること | 左の既承認資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産 |
| 所得税法施行規則第30条第1号 | その構成が同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること | 左の既承認資産と構成を同じくする減価償却資産 |
| 所得税法施行規則第30条第3号 | 上記1又は2に準ずる事由 | 左の既承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産 |

4 「届出資産の種類及び名称」欄には、届出資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表又は平成20年改正前の耐用年数省令（以下「旧耐用年数省令」といいます。）別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。

5 「同上の資産の」欄には、届出資産につき、その所在する場所及びみなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の年数をそれぞれ記載します。

6 「その他参考事項」欄には、既承認資産の承認事由が所得税法施行令第130条第1項第1号によるもの又はこれに準ずるものである場合において、既承認資産及び届出資産の材質又は製作方法を簡記します。

例：事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設している 等

7 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し
- (2) 「みなし承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（別紙）
- (3) 既承認資産の承認申請時に提出した「承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」の写し